所 管 課	名	経営改善課
件	名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契約内	容	サービスエリア・パーキングエリアのリーフレットスタンドへふるさと犬山応援寄附金の PR広告媒体の掲載
契 約 期	間	令和3年8月16日~令和3年11月15日
契約締	洁 日	令和3年8月2日
契約相	手 方	中日本エクシス株式会社
契約金	額	732, 600円
		地方自治法施行令第167条の2第1項
		第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
		○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の及業者選定の	び	本業務については、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと大山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 ①大山市を周知するためには、大山市外で情報発信をする必要がある。 ②寄附者を都道府県別に見ると、入金額上位5位は東京都、愛知県、神奈川県、大阪府、千葉県となっており、首都圏・中部・関西方面に周知することが効果的である。 ③30代~40代の寄附者が約3割、寄附の使い道として「子育て」を選択した申込が約4割を占めることから、家族連れをターゲットとする。 ①~③を踏まえると、広い範囲で広告媒体が掲載でき、家族連れに見てもらいやすい場所として高速道路のサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)が挙げられる。中部地方周辺のSA・PAの運営は中日本高速道路株式会社が行っており、施設内の広告事業については中日本エクシス株式会社のみが行っているため、競争入札に適さず随意契約を締結するものである。
その他特記	事項	

所	管	課	名	経営改善課
件			名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契	約	内	容	妊婦向け情報誌のふるさと納税特集へふるさと犬山応援寄附金の広告掲載
契	約	期	間	令和3年10月15日~令和4年1月6日
契	約糸	帝 結	日	令和3年8月11日
契	約 柞	目 手	方	ミキハウス子育て総研株式会社
契	約	金	額	715, 000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 本業務の遂行にあたり、より効果的にPRを行うために以下のことを検討し、必要であると判断した。 まず、ふるさと納税において、寄附件数が増加する10月~12月にかけての周知を採用し、9つある使い道の中で「子育て」を選択する申込が約4割に達していることを考慮し、周知内容を子育て施策とした。 次に、子育て施策に関心が高いと考えられる「産前産後」及び「子育て」世帯をPRのターゲットとした。これにあたり、記念品の品数が最も多いのがベビー用品であるため、「産前産後」世帯に向けた情報誌を採用した。最後に、PR効果を最大限に活かすためには、情報誌の発行元及び媒体が子育て世代において広く認知されていることが求められると判断した。 以上を踏まえ、本業務の目的を効果的に達成するには、発行元が子ども用品メーカーとして認知度が高い「ミキハウス」の関連会社であり、全国約1,200か所の産婦人科などのクリニック及び約200か所の百貨店や約100店のアカチャンホンポの店舗に設置されている情報紙「Happy-Note Forマタニティ」を媒体とする必要がある。ついては、契約相手方はHappy-Note Forマタニティ」を媒体とする必要がある。ついては、契約相手方はHappy-Note Forマタニティの製作を請け負っているミキハウス子育て総研株式会社しかいない。
そ (の他物	寺記 事	項	

所管課名	経営改善課
件 名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契 約 内 容	ふるさと犬山応援寄附金に係る広告作成及び配信
契 約 期 間	契約締結日から令和3年12月31日まで
契約締結日	令和3年9月28日
契 約 相 手 方	株式会社ゲイン
契 約 金 額	1,650,000円
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第1号
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 ①ふるさと納税において、寄附件数が増加する10月~12月にかけての周知を採用し、9つある使い道の中で「子育て」を選択する申込が約4割に達していることを考慮し、広告ターゲットを子育て世代とする。 ②ふるさと納税の申込は、インターネットの申込サイトから行うため、WEB上で宣伝することにより、申込サイトへ直接リンクすることができ、申込につながりやすいと考える。また、子育て世代というと、20代~40代ぐらいでインターネット検索やSNSを利用している人は多くいると思われる。日常的に利用するSNS等に広告を配信することで、広く多くの人に周知することができる。 ③株式会社ゲインは、「月刊ケリー」という生活情報誌を発刊しており、連動してWEBにて「日刊ケリー」の配信やSNSを利用した配信を行っているため、WEB配信のノウハウが十分にある。また、昨年度ふるさと納税の広告で株式会社ゲインと契約し、主婦向け情報誌へ記事掲載と「日刊ケリー」でのWEB配信を行った実績がある。 以上を踏まえ、「日刊ケリー」を広告媒体とし、WEB上やSNSでの広告配信をするためには、株式会社ゲインのみが行っているため、競争入札に適さず随意契約を締結するものである。
その他特記事項	

所	管	課	名	経営改善課
件			名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契	約	内	容	楽天市場での広告配信 楽天ふるさと納税トップページ「おすすめの返礼品」に1品掲載 (2021年10月1日〜2021年10月31日)
契	約	期	間	令和3年10月1日~令和3年10月31日
契約	約締	5 結	日	令和3年9月8日
契系	約 相	手	方	楽天グループ株式会社
契	約	金	額	440,000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及]の理	び	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 まず、犬山市が掲載しているふるさと納税サイトは4つ(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび)あるが、昨年度の寄附件数の割合は楽天ふるさと納税サイトが約60%となっており、利用率が高いと言える。 今回の広告は、楽天ふるさと納税サイトのトップページに返礼品を1品1カ月間掲載するものであり、ふるさと納税を検討している楽天サイト利用者に対しPRできるものである。 以上を踏まえ、楽天市場サイトを運営してる楽天グループ株式会社を相手方とし、随意契約を締結する。
その	他特	記事	項	
\ <u></u>	//		o 1. B	 い合わせ先 経営改善課

所	管	課	名	経営改善課
件			名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契	約	内	容	楽天市場及での検索連動型広告の配信
契	約	期	間	令和3年8月25日~令和3年10月5日
契	約系	帝結	B	令和3年8月25日
契	約本	目 手	方	楽天グループ株式会社
契	約	金	額	110,000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 犬山市が掲載しているふるさと納税サイトは4つ(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび)あるが、昨年度の寄附件数の割合は楽天ふるさと納税サイトが約60%となっており、利用率が高いと言える。 今回の広告は、その楽天ふるさと納税サイトを含む楽天市場サイト内で、商品検索索結果の上部に[PR] 枠として商品が表示されるものであるため、楽天サイト利用者へ広くPRできるものである。 以上を踏まえ、楽天市場サイトを運営してる楽天グループ株式会社を相手方とし、随意契約を締結する。
そ	の他物	寺記事	項	
		<u> </u>		引い合われ生 経営改善課

所 管 課 名	経営部 情報政策課
件 名	戸籍情報連携開始に伴う副本全件送信対応業務
契 約 内 容	社会保障・税番号制度に伴う戸籍法改正により、法務省において新規に構築される戸籍情 報連携システムと連携するために、戸籍の副本を送信する対応を行う。
契 約 期 間	令和3年10月1日から令和4年1月31日まで
契約締結日	令和3年9月28日
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社
契 約 金 額	3, 259, 300円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	戸籍情報連携システムは既存のシステム及びネットワークと密接な連携を行うシステムであり、対応を行うことは構築作業を行った事業者に限られるため、その性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項	見い合わせた 奴党並 桂起が笙曲

所 管 謂	是 名	経営部 情報政策課
件	名	戸籍附票システム連携対応業務
契約内	9 容	国外転出者について、戸籍の附票を認証の基盤としてマイナンバーカードの継続利用が可能とするために、新規に総務省が構築する戸籍附票システムと連携し、戸籍の附票に生年月日や住民票コード等の情報を付加する対応を行う。
契 約 期	月間	令和3年7月1日から令和4年1月31日まで
契約締	結 日	令和3年7月1日
契約相	手 方	日本電気株式会社 東海支社
契約金	金額	1, 441, 000円
		地方自治法施行令第167条の2第1項
		第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
		○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の 及 業者選定の	び	戸籍附票システムは既存のシステム及びネットワークと密接な連携を行うシステムであり、対応を行うことは構築作業を行った事業者に限られるため、その性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特証	事項	

所 管 課 名	市民部 防災交通課
	コミュニティバスラッピング委託
契約内容	犬山市コミュニティバスのラッピングの修正
契約期間	令和3年7月28日から令和3年9月30日まで
契 約 締 結 日	令和3年7月28日
契約相手方	あおい交通株式会社
契約金額	896, 500円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	大山市コミュニティバスは、あおい交通株式会社に運行を委託しており、あおい 交通所有の車両を利用している。車両のラッピングを修正するものなので、車両 所有者であるあおい交通株式会社と随意契約を締結する。
その他特記事項	明い合わせた。 古足部 佐巛六海神

所 管 課 名	市民部 防災交通課
<u></u> 件 名	
契約内容	大山市コミュニティバスにおける車内案内テープの一部修正(栗栖・富岡線、今 井・前原線)
契約期間	
契 約 締 結 日	令和3年8月26日
契約相手方	東海クラリオン株式会社
契約金額	209, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	現在運行中の犬山市コミュニティバスの車内案内テープは、平成30年度の再編時に作成しており、当該業者が受託している。従って、既に車内案内テープの音声データを保有しており、新規に作成する業者と比べ、安価に作成することができるため。
その他特記事項	即い合わせた。 古足部 た巛 な温神

	古尺如
所管課名 ————————————————————————————————————	市民部 防災交通課
件 名	犬山市コミュニティバス停留所作成及び設置委託
契約内容	犬山市コミュニティバスにおけるバス停留所の作成(新規1基、追加1基)及び 設置
契約期間	令和3年8月19日から令和3年9月30日まで
契 約 締 結 日	令和3年8月19日
契約相手方	ゴールドキング株式会社 名古屋営業所
契約金額	160, 600円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	現在運行中の犬山市コミュニティバスのバス停留所は、平成30年度の再編時に 作成しており、当該業者が受託している。従って、既にバス停留所のデータを保 有しており、新規に作成する業者と比べ、安価に作成することができるため。
その他特記事項	

所管課名	税務課		
件 名	鑑定評価時点修正業務		
契約内容	地方税法第388条に規定する「固定資産評価基準」及び「固定資産(土地)に関する鑑定評価価格の時点修正実施要領」により、令和4年度課税に向けて市内にある全標準宅地270地点の価格(下落)修正を判別し適用するための鑑定評価業務		
契約期間	令和3年8月12日から令和3年10月29日まで		
契約締結日	令和3年8月12日		
契約相手方	公益社団法人 愛知県不動産鑑定士協会		
契約金額	2, 102, 551円		
	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))		
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。		
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。		
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。		
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。		
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	標準宅地の時点修正鑑定は、ただ鑑定をするだけではなく、地価公示価格や愛知県地価調査との均衡に配慮するとともに、相続税路線価や隣接市町村間とのバランスも検討する必要があります。 上記の内容より、通常の取扱いである入札による請負人の選定では、当該業務の主要な部分である広範囲にわたるバランス検討は非常に困難であると考えられます。 よって、当該業務を遂行するには、適正な時価による鑑定かつ県内全域の広範囲によるバランス検討が行えるかどうかを基準に検討する必要があります。 上記の条件で遂行可能な事業者として、県内に所在する不動産鑑定士が組織し公益社団法人である「公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会」が適任と思われます。 「公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会」は、地価公示では国と、地価調査では愛知県と、標準宅地鑑定では県内各市町村と協力関係にあることから、地価公示価格や地価調査、隣接市町村の標準宅地鑑定評価に精通しており、効率的かつ効果的に高い水準で業務を遂行する能力を有しています。		
その他特記事項			
※ 木件についてのま			

所 管 課 名	税務課	
–		
件 名 ————————————————————————————————————	固定資産管理システム固定資産管理データ更新業務 	
契約内容	G I Sの固定資産管理データの更新 (1) 画地図データ更新 (2) 画地属性データ更新 (3) 路線価図データ更新 (4) 路線価属性データ更新	
契 約 期 間	令和3年9月29日~令和3年12月10日	
契 約 締 結 日	令和3年9月29日	
契約相手方	日本電気株式会社東海支社	
契約金額	1, 617, 000円	
	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))	
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。	
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。	
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。	
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	全庁的に使用している統合型GISを活用し、固定資産税の適正課税のため路線価図データ等の管理データの定期更新を行っている。当該契約は、令和3年度評価替え後の管理データを更新するものであるため、システムデータの更新等、専門的な知識と経験を有する必要がある。当該システムを導入しシステムに精通している日本電気株式会社東海支社を選定した。	
その他特記事項	つ問い合わせ生 税教理	

所 管 課 名	高齢者支援課
件 名 ————————————————————————————————————	令和3年度一般介護予防事業業務委託
契約内容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、一般介護予防事業に関する業務。高齢者の運動機能・口腔機能・認知機能向上及び閉じこもり予防を目的に、カラオケ機器を活用した介護予防教室の実施、運営支援を行う。
契約期間	令和3年9月1日~令和4年3月31日
契 約 締 結 日	令和3年9月1日
契約相手方	株式会社東海第一興商
契約金額	2, 923, 800円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	健康づくり・介護予防に興味・安心の少ない層や、今までの教室において参加の少なかった男性高齢者に対する新しい介護予防教室を実施するにあたり、カラオケ機器を利用した介護予防教室を一昨年より実施。今年度も同様の目的で教室を実施するため、カラオケ機器を利用した介護予防教室運営の実績が他市町村であり、機器の貸出、指導者の育成・派遣、一昨年立ち上がった0B会への継続的な支援などが実施できる業者は他にないことから、競争入札に適さないものである。 (契約期間:令和3年9月1日から令和4年3月31日)
その他特記事項	

所管課名 ————————————————————————————————————	保険年金課 				
件名	国民健康保険高額療養費支給簡素化対象年齢拡大業務				
契約内容	現在、国民健康保険高額療養費支給簡素化業務については、令和2年10月分 (令和2年8月診療分)から「70~74歳までの被保険者を対象にした支給申 請手続きの簡素化(初回申請のみ、以後自動払い)」を行っている。 しかし、国の法令改正等により、支給申請手続きの簡素化に係る年齢要件が廃 止され70歳未満の被保険者においても支給申請手続きの簡素化が市町村判断で できるようになったため、実施に向けシステム改修を行う。				
契 約 期 間	令和3年8月6日から令和3年11月30日				
契 約 締 結 日	令和3年8月6日				
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社				
契約金額	2, 640, 000円				
	地方自治法施行令第167条の2第1項				
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))				
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。				
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。				
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。				
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。				
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。				
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。				
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。				
随意契約の理由 及 業者選定の理由	国民健康保険高額療養費支給簡素化対応業務に使用するシステムはパッケージ システムであり、その改修を行うことができる業者はシステム構築業者に限られ ているため。				
その他特記事項	つ問い合わせ生 保険年令調				

所 管 課 名	健康推進課
件 名	医師人材紹介業務(その3)
契約内容	集団接種会場で問診・接種・副反応対応を行う医師を、市に紹介するもの。
契約期間	契約日より令和4年2月28日
契 約 締 結 日	令和3年8月3日
契約相手方	株式会社メディカル・プリンシプル社 名古屋支社
±11 44 A de	医師が勤務した1時間あたり 金3,630円
契約金額	3,630円×1,183時間=4,294,290円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、地域の医療を保持するため、集団接種会場に尾北医師会ではなく、外部の医師が必要となったため随意契約を行う。 また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると通知が出ており、これに準じ随意契約とする。 業者については、成果報酬に対する割合での支払い方法に加え、これまで実施してきた集団接種において、確実に医師を確保してきた実績があることから、現在、医師人材紹介業務委託を締結している㈱メディカル・プリンシプル社を選定した。
その他特記事項	

所 管 課 名	健康推進課
–	
契約内容	新型コロナウイルスワクチン広報差込チラシの印刷及び仕分け業務委託 新型コロナウイルスワクチン接種集団接種について予約枠に空きがあるため、 市民へ周知するため、チラシの印刷および各町内会ごとの仕分け業務を委託す る。 ・広報に差込むチラシの印刷 ・各町内会ごとに必要部数の仕分け
契約期間	R3. 8. 4~R3. 8. 5
契 約 締 結 日	R3. 8. 4
契 約 相 手 方	大和企画株式会社
契約金額	125, 400円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	随意契約の理由 ・少額のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号) ・緊急的に業務を遂行する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号) ※令和2年12月18日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約できるものと考えられるとの見解が示されている。 業者選定の理由 ・短い期間で業務を遂行する必要があるため、同内容の業務遂行の実績を持ち、ワクチン接種事業の他の印刷物の実績もある大和企画株式会社を選定した。
その他特記事項	

所管課名	健康推進課
	│────────────────────────────────────
契約内容	新型コロナウイルス感染症対策として行われる集団接種(再追加)の会場設営及 び運営
契約期間	令和3年8月2日~令和3年9月30日
契 約 締 結 日	令和3年7月30日
契約相手方	株式会社NATiON.
契約金額	16, 689, 200円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、集団接種を行う必要がある。 令和3年7月28日にワクチンの供給量が新たに示され、想定を超える量のワクチン供給が決定したため、再度接種会場を追加し、集団接種を行うことが決まった。 また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると通知が出ており、これに準じ随意契約とする。 業者選定については、既に集団接種会場の会場運営業務委託を受けている株式会社NATiON. がこれから行われる再追加集団接種においても会場の設営、運営及び事務スタッフ、看護師の確保についても円滑に行うことができると判断し選定した。
その他特記事項	明い合わせた。健康性光調

所 管 課 名	健康推進課
件 名	新型コロナウイルスワクチン追加集団接種会場運営業務委託③
契約内容	新型コロナウイルス感染症対策として行われる集団接種の会場設営及び運営
契 約 期 間	令和3年9月10日~令和3年11月30日
契 約 締 結 日	令和3年9月8日
契約相手方	株式会社NATiON.
契約金額	16, 098, 940円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、集団接種を行う必要がある。 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、市民の接種意欲が高まっている事、及び新たにワクチンの供給量が示され集団接種を行える量のワクチン供給が見込まれることから、接種会場を追加し、集団接種を行うことが決まった。また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると通知が出ており、これに準じ随意契約とする。業者選定については、既に集団接種会場の会場運営業務委託を受けている株式会社NATiON.がこれから行われる追加集団接種においても会場の設営、運営及び事務スタッフ、看護師の確保についても円滑に行うことができると判断し選定した。
その他特記事項	明い合わせた。健康性光調

所	管	課	名	整備課
件			名	桜並木剪定等業務委託(その4)五条川
契	約	内	容	剪定業務一式
契	約	期	間	令和3年7月9日~令和3年7月30日
契	約約	帝 結	B	令和3年7月9日
契	約末	目 手	方	有限会社 芳葉園土木
契	約	金	額	355, 905円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意契約		び	市民より、桜樹木が通行に支障がある旨の連絡があり、現場確認したところ、桜樹木が 道路上にでていることを確認した。 通行に危険であることから、緊急的に対応する必要があるため、ユニック車及び作業員 を至急手配ができ大山市からの造園工を受注したことのある業者を選定した。
そ(の他物			引い合わせ先 整備課

所 管 課	名	都市整備部 土木管理課
—————————————————————————————————————	名	都市公園等除草業務委託
契約内	容	都市公園の除草一式(A=2780㎡)
契 約 期	間	令和3年7月6日から令和3年12月17日まで
契 約 締 結	日	令和3年7月5日
契 約 相 手	方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会
契約金	額	390, 500円
		地方自治法施行令第167条の2第1項
		○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
		第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理 及 業者選定の理	由 び	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。 上記の理由により本業務を適切かつ確実に履行することが可能な「一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会」と随意契約を締結するものです。
その他特記事	項	へもより 初末数 <i>供如</i> 、十十 次 珥钿

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	河川排水路維持管理委託		
契 約 内 容	用排水路内に繁茂する雑草の除草及び雑木等撤去		
契 約 期 間	令和3年7月15日から令和3年8月31日まで		
契約締結日	令和3年7月14日		
契約相手方	大竹建設㈱		
契 約 金 額	267, 300円		
	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))		
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。		
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。		
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。		
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、羽黒起地内用排水路について、市民からの通報により隣接する民家に草等が 越境し居住環境を阻害しており、かつ、用排水路の維持管理上通水機能の確保の観点から 早急に対応する必要があります。 なお、当該箇所は、名鉄小牧線に近接する用排水路であり、鉄道事業者発注の除草業務を 受注している大竹建設㈱に発注することで、除草業務における近接施工協議が不要になる ため、工期の短縮・合理的かつ適切な施工を確保できるため、随意契約するものです。		
その他特記事項			

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	河川排水路維持管理委託
契	約	内	容	用排水路内に繁茂する雑草の除草
契	約	期	間	令和3年7月21日から令和3年8月20日まで
契	約締	新 結	日	令和3年7月20日
契	約相	手	方	㈱フクトミDBK
契	約	金	額	151,800円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意契約		び	羽黒高橋三丁目地内用排水路は、地元町内会との協定に基づき法面等の除草作業を実施する必要があり、現地状況から道路に越境していることから通行する上で早急に対応する必要があります。 必要があります。 なお、この当該箇所に精通している㈱フクトミDBKに依頼することで、地元調整を含む 早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
	の他特			ンクセルケ 都市整備部 十木管理理

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件名	河川排水路維持管理委託
契 約 内 容	楽田味加田地内用排水路の除草及び浚渫 一式
契 約 期 間	令和3年7月21日から令和3年8月6日まで
契約締結日	令和3年7月20日
契 約 相 手 方	㈱フクトミDBK
契 約 金 額	297, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及が業者選定の理由	当該用排水路において草の繁茂及び土砂堆積により通水断面に著しく支障があることが 確認され、機能確保のため、早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な㈱フクトミDBKに依頼することで、早期対応かつ 適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託
契 約 内 容	林崎公園の樹木剪定
契 約 期 間	令和3年7月20日から令和3年8月10日まで
契約締結日	令和3年7月19日
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木
契約金額	297, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、住民からの通報により公園内の樹木が道路照明灯まで枝を伸ばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な侑芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	 1)全わせ先

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託
契 約 内 容	秋葉下公園の樹木剪定
契 約 期 間	令和3年7月20日から令和3年8月10日まで
契約締結日	令和3年7月19日
契約相手方	(有)芳葉園土木
契 約 金 額	282, 920円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	本業務は、町内からの通報により公園内の樹木が道路まで枝を伸ばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な恂芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	いるなみな

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	河川排水路維持管理委託
契 約 内 容	調整池除草 一式
契 約 期 間	令和3年8月3日から令和3年8月31日まで
契約締結日	令和3年8月2日
契 約 相 手 方	小島施設㈱
契 約 金 額	299, 200円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、四季の丘一丁目地内調整池外1について、市民からの通報により隣接する民家に草等が越境し居住環境を阻害しており、良好な居住環境を維持するため早急に対応する必要があります。 なお、先に小島施設㈱と契約している都市公園等除草業務委託(四季の丘緑地外2)と同一区域内であり合わせて施工することで、工期の短縮・合理的かつ適切な施工を確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託
契 約 内 容	パンダ公園の樹木剪定
契 約 期 間	令和3年8月6日から令和3年8月27日まで
契約締結日	令和3年8月5日
契約相手方	
契 約 金 額	297, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、住民からの通報により公園内の樹木が道路まで枝を伸ばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な侑芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	ため池草刈り等業務委託
契	約	内	容	平内洞池・畑ヶ平池・畑ヶ原池・成沢第二池の草刈り清掃等の業務
契	約	期	間	令和3年8月11日から令和3年10月12日
契	約約	締結	日	令和3年8月10日
契	約	相手	方	平内洞池・畑ヶ平池・畑ヶ原池灌漑組合
契	約	金	額	507, 694円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		約の理定の理	び	本業務は、大山市の地域特性であるため池の保全と利用の促進を目指し、受益者団体等に市の管理するため池の草刈り清掃等の業務を委託するもので、平内洞池・畑ヶ平池・畑ヶ原池・原池・成沢第二池での作業実施申出があった平内洞池・畑ヶ平池・畑ヶ原池灌漑組合と業務委託契約を締結するものです。
そ(の他物	持記事		ンクカセキ

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件名	ため池草刈り等業務委託
契約内容	割洞第一池・第二池の草刈り清掃等の業務
契 約 期 間	令和3年8月17日から令和3年9月30日
契約締結日	令和3年8月16日
契 約 相 手 方	割洞第一、第二池灌漑
契 約 金 額	181,702円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	本業務は、犬山市の地域特性であるため池の保全と利用の促進を目指し、受益者団体等に 市の管理するため池の草刈り清掃等の業務を委託するもので、割洞第一池・第二池での作 業実施申出があった割洞第一、第二池灌漑と業務委託契約を締結するものです。
その他特記事項	

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	河川排水路維持管理委託
契	約	内	容	善師野二丁目地内排水路の除草
契	約	期	間	令和3年8月12日から令和3年8月27日まで
契	約約	帝結	日	令和3年8月11日
契	約 村	目 手	方	陽光建設㈱
契	約	金	額	180, 400円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		的の理	び	本業務は、市民からの通報により善師野駅の駐輪場横の排水路法面から雑草が繁茂し、 排水阻害並びに駐輪場の利用に支障をきたしていることから、水路の維持管理上、早急に 対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な陽光建設㈱に依頼するこ とで、早期対応かつ適切な施工を確保できるため、随意契約するものです。
そ(の他物	寺記事	項	

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	道路除草委託
契	約	内	容	市道犬山363号線の除草
契	約	期	間	令和3年9月3日から令和3年9月17日まで
契	約糸	帝結	日	令和3年9月2日
契	約 木	目 手	方	㈱アサイ建設
契	約	金	額	299, 200円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	本業務は、名鉄からの通報により市道の草が繁茂し、名鉄のフェンスに蔓が伸び、セキュリティーシステムが誤作動してしまうため、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な㈱アサイ建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
そ(の他物	寺記 事	項	ンクセナル

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	街路樹剪定委託
契	約	内	容	市道犬山216号線外の樹木剪定
契	約	期	間	令和3年9月8日から令和3年9月17日まで
契	約系	帝 結	日	令和3年9月7日
契	約 柞	目 手	方	(利)芳葉園土木
契	約	金	額	297, 000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	本業務は、住民からの通報により道路沿いの樹木が道路内まで枝を伸ばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な侑芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
そ(の他特	寺記 事		ンクカセキ

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	ため池草刈り等業務委託
契 約 内 容	祢宜洞第一池・祢宜洞第二池・祢宜洞第三池の草刈り清掃等の業務
契 約 期 間	令和3年9月22日から令和3年11月22日
契 約 締 結 日	令和3年9月21日
契 約 相 手 方	祢宜洞池灌漑組合
契 約 金 額	268, 182円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、犬山市の地域特性であるため池の保全と利用の促進を目指し、受益者団体等に市の管理するため池の草刈り清掃等の業務を委託するもので、祢宜洞第一池・祢宜洞第二池・祢宜洞第三池での作業実施申出があった祢宜洞池灌漑組合と業務委託契約を締結するものです。
その他特記事項	 ひ合わせ先

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	河川排水路維持管理委託
契	約	内	容	河川内に繁茂する雑草の除草
契	約	期	間	令和3年9月15日から令和3年9月24日まで
契	約 締	結	日	令和3年9月14日
契	約 相	手	方	(株)久保田建設
契	約	金	額	234, 300円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意 契 約 者 選 定		び	本委託業務は、市民からの通報により牛岩川内において河川内に繁茂し、草木が民地へ進入しており、河川の機能確保及び民地に侵入した草木撤去のため、早急に対応する必要があります。 なお、この当該箇所に精通している㈱久保田建設に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
₹(の他特			ンクセナケ 都市整備部 十木管理理

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	はみ出し枝処理委託
契	約	内	容	民地へ張り出している枝葉の除去
契	約	期	間	令和3年9月16日から令和3年9月24日まで
契	約系	帝 結	日	令和3年9月15日
契	約末	目 手	方	㈱久保田建設
契	約	金	額	116,600円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意 契 系		び	本委託業務は、市民からの通報により経年により樹木の枝が伸び、民地へ進入しており、 強風等により家屋へ枝が衝突する等の支障が生じるため、早急に対応する必要がありま す。 なお、この当該箇所に精通している(株)久保田建設に依頼することで、地元調整を含む早期 対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
そ(の他特			ンクセナル

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件名	ため池草刈り等業務委託
契 約 内 容	丸山池・喜八洞池・喜八洞第四池の草刈り清掃等の業務
契 約 期 間	令和3年9月29日から令和3年11月15日
契約締結日	令和3年9月28日
契 約 相 手 方	今井丸山灌漑池
契 約 金 額	404, 388円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	本業務は、犬山市の地域特性であるため池の保全と利用の促進を目指し、受益者団体等に 市の管理するため池の草刈り清掃等の業務を委託するもので、丸山池・喜八洞池・喜八洞 第四池での作業実施申出があった今井丸山灌漑池と業務委託契約を締結するものです。
その他特記事項	

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件名	街路樹剪定委託
契約内容	市道犬山富士線東側高木・低木の剪定
契 約 期 間	令和3年9月22日から令和3年10月8日まで
契約締結日	令和3年9月21日
契約相手方	(有)芳葉園土木
契 約 金 額	176, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	本業務は、犬山市大字犬山字妙覚地内の市道犬山富士線東側に植えられている高木と低木が繁茂しており、市民からの通報により隣接する民家に越境し居住環境を阻害しており、道路の維持管理上早急に対応する必要があります。 なお、当該箇所は、別途発注している街路樹剪定委託を受注している街芳葉園土木に発注することで、早期現場着手が可能でありかつ適切な施工を確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	河川排水路維持管理委託
契 約 内 容	荒神川の除草
契 約 期 間	令和3年9月29日から令和3年10月15日まで
契約締結日	令和3年9月28日
契 約 相 手 方	㈱アサイ建設
契 約 金 額	299, 200円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、地元からの要望により前原字門前地内の荒神川において、法面に雑草が繁茂 し宅地内へ侵入してきていることから、河川の維持管理において、早急に対応する必要が あります。このことから、直ちに現場着手可能な㈱アサイ建設に依頼することで、早期対 応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	

所	管	課	名	都市整備部 下水道課
件			名	管路部浚渫委託(公共その1)
契	約	内	容	管路部浚渫 L=275m
契	約	期	間	令和3年7月2日 ~ 令和3年7月30日
契	約系	帝 結	日	令和3年7月1日
契	約末	目 手	方	(株)尾張クリーンパイプ
契	約	金	額	258, 500円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	本業務は、管路調査委託(公共その1)の事前確認において、下水道管路内に汚泥等が 堆積していることが判明したことを受け、管路調査を安全に行うこと、かつ、良好な居住 環境の維持を保つため早期に浚渫作業を行うものです。このことから、直ちに現場作業に 着手可能な(株)尾張クリーンパイプ(管路調査委託(公共その1))に依頼することで、 早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。
		寺記事		ひとなる おお おお と おお と お お と と と と と と と と と と と

所 管 課 名	都市整備部 下水道課
件 名	管路部浚渫委託(公共その2)
契 約 内 容	管路部浚渫 L=59m
契 約 期 間	令和3年8月27日 ~ 令和3年9月3日
契約締結日	令和3年8月27日
契約相手方	管清工業(株) 小牧営業所
契 約 金 額	176, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、下水道本管において、下水道管路内にペーパー等が堆積し、閉塞していることが判明したことから、良好な居住環境の維持を保つため早期に凌渫作業を行うものです。このことから、直ちに現場作業に着手可能な管清工業(株)小牧営業所に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。
その他特記事項	引い合わせ生 教古教供並 下水送舗

所 管 課 名	観光課	
契約内容	秋の紅葉名所周辺道路の渋滞緩和を目的に、紅葉散策の観光客を円滑に輸送する ために臨時バスを運行する	
契約期間	契約の日から令和3年11月29日(月)	
契 約 締 結 日	令和3年9月10日(金)	
契 約 相 手 方	名鉄バス株式会社	
契約金額	1,817,000円	
	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))	
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。	
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。	
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。	
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	随意契約の理由 契約の性質又は目的が競争入札に適さない契約 業者選定の理由 大山キャンペーンは名鉄と犬山市との共同事業であり、この紅葉ルートバスにおいては、キャンペーン当初より名鉄バスとともに実施しており、安全な輸送を行ってきた実績と地域環境にも熟知している事業者でもある。 秋の犬山キャンペーンの重要コンテンツの1つとして、観光客にも定着してきている。仕様書のとおりにこの紅葉ルートバスの運行を実施できるのは、名鉄バス株式会社のみである。	
その他特記事項	明い合わせた。親坐課	

所 管 課 名	消防署
件名	令和3年度救急救命士気管挿管再教育病院実習業務委託について
契 約 内 容	尾張北部地区メディカルコントロール協議会救急救命士再教育基本方針に基づき、気管挿管救急救命士5名の気管挿管病院実習を、1名につき成功症例2症例行う。
契 約 期 間	令和3年8月31日から令和4年3月31日まで
契約締結日	令和3年8月31日
契 約 相 手 方	社会医療法人 志聖会 総合犬山中央病院
却 始 🌣 🌣	成功症例 1 症例につき16,000円(救命士 1 名につき 2 症例必要)
型 約 金 額	16,000円×10症例(5名分)=160,000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、気管挿管救急救命士の再教育を目的とした契約であり、尾張北部地区メディカルコントロール協議会より実習先として指定を受けおり、救急指導医の所属する総合犬山中央病院で行う必要があるため。
その他特記事項 ※ 木件についてのお問	引い合わせ先 消防署

所	管	課	名	消防総務課
件			名	予防接種業務委託について
契	約	内	容	総務省消防庁からの令和2年1月24日付け消防救第14号「救急隊員への感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施について(通知)」に基づき、消防職員に対する予防接種を実施するもの。
契	約	期	間	令和3年8月27日から 令和4年3月31日
契	約約	締 結	日	令和3年8月27日
契	約	相手	方	一般社団法人 尾北医師会
契	約	金	額	破傷風ワクチン5,500円、MRワクチン11,000円、麻疹ワクチン7,700円、ムンプスワクチン7,700円 水痘ワクチン8,800円 (予算額448,500円)
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		約の理定の理	び	予防接種業務を確実に実施するため、地域の医療体制に精通した一般社団法人尾北医師 会に委託するもの。
そ(の他物	诗記事	項	